

灸 活 未 来 塾
会 員 規 約

2022年4月1日
灸活未来塾 発行

2023年9月1日改定

はじめに

灸活未来塾（以下塾）は、塾の灸活アーカイブ会員（以下会員）について灸活未来塾規約（以下本規約）を次の通りとし、塾及び会員はともに本規約を遵守し、塾と会員が一致団結して塾の目的を達成するための基本的事項を定めることとする。

第1条（目的）

本会は、鍼灸及び温熱器具を使用した施術技術とセルフケア・施術環境を含めた知識の提供を目的とする。

第2条（本部所在地）

兵庫県宝塚市中筋 1-9-32 株式会社チュウオー社内に事務局を置く。

第3条（会員）

会員は、塾が指定した方法で会員登録し、灸活未来塾本部（以下本部）が、承認した者を会員とする。

また、会員は本部が承認した灸活未来塾支部に所属する。

（支部とは灸活未来塾が認めた会員であり、単独にてセミナー開催が出来る技量を持つ施術者）

第4条（会員の種類）

会員は、会員資格を次の各項より選ぶことができる。

学生会員：鍼灸・柔整等医療系学生を対象とする。

一般会員：治療院・クリニック等医療系国家資格者、及び治療院関係者を対象とする。

月会員：学生会員・一般会員に準ずる者を対象とする、1か月の期間会員。

第5条（会員の登録・会期）

会員は、本部が指定する会員登録フォームに必要事項を記入し、本部事務局に送信する。

本登録は本部会費の支払いをもって入会承諾とする。

学生会員・一般会員の会期は入会承諾日より3月31日までとする。

月会員の会期は、入会承諾日より1か月とする。

第6条（灸活未来塾本部会費・会員資格の期限）

会員は、会員登録時及び会員資格定期更新の際に、本部会費を支払うこととする。

本会役員及び特別会員は本部会費免除とする。

本部会費は、次の通りとする。

学生会員：本部会費（4/1～3/31:2,200 円を前納）

一般会員：本部会費（4/1～8/31:6,600 円 9/1～3/31:3,300 円を前納）

学生会員：本部更新会費（4/1～3/31:2,200 円を前納）

一般会員：本部更新会費（4/1～3/31:5,500 円を前納：継続割引適用）

月会費(月会員)：本部会費（都度 660 円を前納：申し込み日(入会承諾日)より1か月）

会員の資格期限は、会期中の申込・登録承認日から会期満了の3月31日までを資格期限とする。月会員においては、申込・登録承認日から1か月を資格期限とする。

第7条（会員資格の更新）

会員の資格更新は、毎年2月1日から3月31日までに会員登録更新フォームへ必要事項

を記入し、本部事務局へ送信する。更新は、本部会費の支払いをもって承認とする。

第8条（会員の遵守事項）

会員は、次の各項目を遵守する。

会員は、常に、灸活未来塾の知識、技術の向上を目指す。

会員は、支部活動に協力し、塾の拡大を図る。

会員は、塾組織内で根拠のない施術方法や理論の吹聴、宣伝、勧誘を行ってはならない。

又、宗教活動、政治活動、許可のない販売活動も行ってはならない。

塾及び会員は、常に法律を遵守し、違法行為をしない。

会員は、塾組織、他の会員などを誹謗中傷、及び、各種ハラスメントをしてはならない。

会員は、塾の発展の妨げになる言動をおこなってはならない。

その他本規約以外の規定、規則などを遵守する。

第9条（退会）

会期中であっても退会届を本部へ届ける事（メール可）で退会出来る。

会期満了後、継続手続きを取らなければ退会とする。

第10条に該当した場合は退会とする。

第10条（会員の資格喪失）

会員は、次の各項により会員資格を喪失し、退会とする。

会員が刑事事件により逮捕され有罪が決定したときその翌日に資格を喪失する。

会費未納は会員資格を喪失する。

第9条に該当し、役員会が退会を承認したときは即日に資格を喪失する。

第11条（会費の返還）

会員が退会するときは、すでに納付されている本部会費及び支部活動費の返還をおこなわない。

第12条（会員特典）

セミナーリアル会場参加費用 10%OFF。

セミナーアーカイブの視聴。

株式会社チュウオー製品の優待販売。

※月会員の会員特典については、「セミナーアーカイブの視聴」のみとする。

第13条（この会に次の役員を置く）

会長は株式会社チュウオーより1名。

副会長は株式会社チュウオー指名セミナー講師1名。

監査役は株式会社チュウオー指名1名

副会長補佐若干名、会長・副会長・監査役のメンバー推薦により決定。

第14条（解任）

役員が以下の次の事項ことに該当するときは、総会の決議によりこれを解任する。

心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められた時。

職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

第15条（総会）

会長他3名以上で年1回以上開催するものとする。但し必要があれば臨時総会できる。

1. 会則、事業等の変更。
2. 解散
3. 事業計画及び収支決算並びにその変更。
4. 事業報告及び収支決算。
5. 役員を選任及び解任。
6. その他会の運営に関する重要事項。

第16条（本会則の実施）

本規約は、令和 4年 4月 1日より実施し、令和 5年 9月 1日 に改定。
尚、本規約は本部事務局が管轄する。